

監査基準（抄） 新旧対照表

現 行	改訂案
<p>第一 監査の目的 （略）</p> <p>第二 一般基準 1～7 （略） 8 監査人は、業務上知り得た<u>事項</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>第三 実施基準 （略）</p> <p>第四 報告基準</p> <p>一 基本原則 （略）</p> <p>二 監査報告書の記載区分 （略）</p> <p>三 無限定適正意見の記載事項 （略）</p> <p>四 意見に関する除外</p> <p>1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、</p>	<p>第一 監査の目的 （略）</p> <p>第二 一般基準 1～7 （略） 8 監査人は、業務上知り得た<u>秘密</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>第三 実施基準 （略）</p> <p>第四 報告基準</p> <p>一 基本原則 （略）</p> <p>二 監査報告書の記載区分 （略）</p> <p>三 無限定適正意見の記載事項 （略）</p> <p>四 意見に関する除外</p> <p>1 監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、</p>

意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。

2 (略)

五 監査範囲の制約

1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。

2～4 (略)

六 継続企業の前提 (略)

七 監査上の主要な検討事項 (略)

八 追記情報 (略)

九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報 (略)

意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項、財務諸表に与えている影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。

2 (略)

五 監査範囲の制約

1 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。

2～4 (略)

六 継続企業の前提 (略)

七 監査上の主要な検討事項 (略)

八 追記情報 (略)

九 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報 (略)